

3 平成30年度における不服申立ての処理状況

(1) 行政文書開示請求に係るもの

(7) 平成30年度中に広島県情報公開・個人情報保護審査会が答申を行ったもの又は実施機関が裁決若しくは決定を行ったもの(69件)

【諮問番号順】

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求年月日	決定年月日	決定内容	不開示理由	実施機関	不服申立年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
(情)182	審査請求の裁決に至るまで審査庁が確認・作成した文書	16.4.11	16.4.26	不存在		知事(砂防室)	16.6.13	17.12.22	29.7.26	認容	30.6.19	答申どおり(認容)
(情)200	特定日に県庁外来者駐車場を利用した車両に関する駐車整理票及び駐車場等管理日誌	17.10.30 17.11.6 17.11.20	17.11.14 17.11.22 17.12.5	部分開示	第2号	知事(総務室)	17.12.18	18.2.14	29.8.8	原処分妥当	30.10.3	答申どおり(棄却)
(情)201	特定日に県庁外来者駐車場を利用した車両に関する駐車整理票及び駐車場等管理日誌	17.9.25 17.10.16 17.10.23	17.11.25 17.12.5 17.12.5	部分開示	第2号	知事(総務室)	17.12.18	18.2.14	29.8.8	原処分妥当	30.11.2	答申どおり(棄却)
(情)218	特定日付け決定書において字句を変更した理由及びその法的根拠	18.7.23	18.8.8	不存在		知事(総務室)	18.8.20	18.9.15	30.6.19	原処分妥当		
(情)222	県庁外来者駐車場の駐車整理票に個人情報に記載させることが適法であることが明記されている文書	18.9.18	18.10.3	開示		知事(総務室)	H18.10.9	18.10.27	29.8.8	認容	31.2.27	答申どおり(認容)
(情)224	特定日に行った砂防事業現地調査の事前調査資料及び実施結果資料	16.6.6	16.6.21	部分開示/不存在	第2号	知事(砂防室)	16.6.27	18.11.24	29.7.26	原処分妥当	30.6.19	答申どおり(棄却)
(情)225	砂防設備占用許可申請がなされていない橋に係る文書	16.7.4	16.8.27	不存在		知事(砂防室)	16.9.19	18.11.24	30.7.27	原処分妥当	31.2.25	答申どおり(棄却)
(情)226	橋を架ける必然性の判断に係る文書	16.7.4	16.8.27	部分開示	第2号	知事(砂防室)	16.10.31	18.11.24	30.7.27	認容	31.2.18	答申どおり(認容)

諮問 番号	対象行政文書名（略称）	開示請求 年月日	決 定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮 問 年月日	答 申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
(情) 227	砂防設備占用許可申請書が提出されていない橋について、橋を架ける必然性の判断等が記録されている文書等	16. 7. 4	16. 8. 27	部分開示 開示 開示	第2号	知事 (砂防室)	16. 10. 31	18. 11. 24	<u>30. 7. 27</u>	原処分妥当 原処分妥当 認容		
(情) 230	県庁外来者駐車場の駐車整理票に虚偽の記載をされた場合に駐車を許可又は拒絶する根拠が明記されている文書外	18. 10. 29	18. 11. 13	不存在		知事 (総務室)	18. 12. 3	18. 12. 26	29. 8. 8	原処分妥当	<u>30. 11. 28</u>	答申どおり (棄却)
(情) 232	消防学校の常勤職員の広島県庁への出張に係る自家用車公務使用申請書	18. 9. 18	18. 11. 17	不存在		知事 (消防学校)	18. 12. 3	19. 1. 22	30. 3. 13	原処分妥当	<u>30. 8. 14</u>	答申どおり (棄却)
(情) 233	消防学校の常勤職員の広島県庁への出張に係る旅行命令簿及び復命書	18. 9. 18	18. 11. 17	部分開示 /開示	第2号	知事 (消防学校)	18. 12. 10	19. 1. 22	30. 3. 13	原処分妥当	<u>30. 8. 14</u>	答申どおり (棄却)
(情) 234	特定職員の自家用車公務使用申請書外	18. 11. 5	18. 12. 28	不存在		知事 (消防学校)	19. 1. 4	19. 1. 22	30. 3. 13	原処分妥当	<u>30. 8. 14</u>	答申どおり (棄却)
(情) 243	新聞等仕分け棚に置かれた封書等に係る危機管理についての部内規定等	19. 1. 4	19. 1. 30	不存在		知事 (総務室)	19. 2. 18	19. 3. 5	<u>30. 6. 19</u>	原処分妥当		
(情) 260	特定期間の広島県情報公開・個人情報保護審査会の不服申立てに関する審議計画	18. 4. 30	18. 5. 15	不存在		知事 (行政情報室)	18. 6. 11	19. 4. 27	<u>30. 5. 1</u>	原処分妥当	<u>30. 12. 4</u>	答申どおり (棄却)
(情) 262	特定の不許可処分に関連する部署への行政文書開示請求に関する不服申立てに係る諮問事案の審議経過	18. 12. 10	18. 12. 20	開示		知事 (行政情報室)	19. 2. 12	19. 4. 27	<u>30. 5. 1</u>	原処分妥当	<u>30. 12. 4</u>	答申どおり (棄却)

諮問 番号	対象行政文書名（略称）	開示請求 年月日	決 定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮 問 年月日	答 申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
(情) 263	特定期間の広島県情報公開・個人情報保護審査会の審議計画	18.12.10	18.12.20	不存在		知事 (行政情報室)	19.2.12	19.4.27	30.5.1	原処分妥当	30.12.4	答申どおり (棄却)
(情) 264	異議申立てに係る不開示決定等の対象となった文書が廃棄されることを行政情報室が容認する・容認しない内容を明記した文書	19.1.4	19.1.23	不存在		知事 (行政情報室)	19.3.11	19.4.27	30.6.19	原処分妥当	30.12.6	答申どおり (棄却)
(情) 265	行政情報室長が、特定の行為を行う室員を放任・注意処分等を行った経緯・理由	19.2.25	19.3.5	不存在		知事 (行政情報室)	19.3.18	19.4.27	30.6.19	原処分妥当	30.12.6	答申どおり (棄却)
(情) 266	消防学校に所属する職員の自家用車公務使用による県庁への出張の旅費支給額が記載された文書	19.1.14	19.2.5	不存在		知事 (消防学校)	19.4.1	19.5.16	30.3.13	原処分妥当	30.8.14	答申どおり (棄却)
(情) 276	特定日付け決定書に取消訴訟の起算日の取扱いを改めて教示する必要の有無を判断した内容が記載された文書	19.1.28	19.2.13	不存在		知事 (総務室)	19.4.15	19.6.26	30.7.30	原処分妥当	31.2.27	答申どおり (棄却)
(情) 282	名刺入れ専用箱を設置し、特定の状態にあることを、広島県の各部書が容認している根拠が記述されている文書	19.3.18	19.3.30	不存在		知事 (行政情報室)	19.4.22	19.7.26	30.7.30	原処分妥当		
(情) 283	特定日の決定期間延長通知書の行政文書の件名欄の表記を決定した経緯や根拠等が記載されている文書	19.6.17	19.7.2	不存在		知事 (行政情報室)	19.7.8	19.7.26	30.7.30	原処分妥当		

諮問 番号	対象行政文書名（略称）	開示請求 年月日	決 定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮 問 年月日	答 申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
(情) 284	特定日の行政文書開示請求書の補正に記載された内容を記述する根拠となった具体的な事実や法令などを確認した記録が記載されている行政文書	19. 6. 24	19. 7. 9	不存在		知事 (行政情報室)	19. 7. 16	19. 7. 26	<u>30. 7. 30</u>	原処分妥当		
(情) 301	停職6ヶ月の懲戒処分を受けた特定の県職員による時間外手当の不正受給に関する文書	19. 6. 10	19. 8. 9	不開示	第2号	知事 (行政情報室)	19. 8. 19	19. 9. 27	<u>30. 12. 10</u>	原処分妥当		
(情) 302	停職6ヶ月の懲戒処分を受けた特定の県職員による時間外手当の不正受給に関する文書	19. 6. 10	19. 8. 9	不存在		知事 (行政情報室)	19. 8. 19	19. 9. 27	<u>30. 12. 10</u>	認容		
(情) 303	平成18年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る文書	19. 7. 22	19. 8. 6	不存在		知事 (行政情報室)	19. 8. 19	19. 9. 27	<u>30. 10. 25</u>	原処分妥当	<u>1. 8. 5</u>	答申どおり (棄却)
(情) 313	BOXカルバートにしたことが止むを得なかった理由、BOXカルバート方式を採用しているが砂防設備概要図に記載していない理由が分かる文書	19. 10. 30	19. 11. 12	不存在		知事 (東広島地域事務所建設局竹原支局)	19. 11. 18	19. 12. 13	<u>31. 3. 1</u>	原処分妥当		
(情) 314	特定の自動車5台に関する駐車整理票等	19. 10. 14	19. 10. 30	不存在		知事 (総務室)	19. 11. 11	19. 12. 17	29. 8. 8	原処分妥当	<u>31. 2. 27</u>	答申どおり (棄却)

諮問 番号	対象行政文書名（略称）	開示請求 年月日	決 定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮 問 年月日	答 申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
(情) 326	特定日の行政文書不存在通知書の「請求する行政文書の件名又は内容」を勝手に変更した経緯及び法的根拠	19. 12. 10	19. 12. 25	不存在		知事 (総務室)	20. 1. 27	20. 2. 5	<u>30. 6. 19</u>	原処分妥当		
(情) 356	BOXカルパートにしたことが止むを得なかった理由，付加した管理部分の状況について記載されている文書	20. 4. 1	20. 4. 16	不存在		知事 (広島地域事務所建設局廿日市支局)	20. 4. 29	20. 5. 27	<u>31. 3. 1</u>	一部認容		
(情) 363	平成 19 年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る文書	20. 4. 27	20. 5. 12	不存在		知事 (行政情報室)	20. 5. 18	20. 5. 30	<u>30. 10. 25</u>	原処分妥当	<u>1. 8. 5</u>	答申どおり (棄却)
(情) 367	土木部長が国土交通省において，特定日に行った打ち合わせ及び報告につき，相手の部署名等の内容及びその結果を記載している文書	20. 5. 6	20. 5. 15	不存在		知事 (土木総務課)	20. 6. 1	20. 6. 10	<u>30. 9. 11</u>	原処分妥当		
(情) 368	特定日の土木部砂防室長の会計検査院への出張に係る用務の具体的な内容を記載している「会計検査説明」に関する文書	20. 4. 29	20. 5. 15	不存在		知事 (砂防課)	20. 6. 1	20. 6. 12	<u>30. 9. 11</u>	原処分妥当	<u>31. 2. 18</u>	答申どおり (棄却)
(情) 390	停職 6 ヶ月の懲戒処分を受けた特定の県職員による時間外手当の不正受給に関する文書	20. 8. 31	20. 9. 16	不開示	第 2 号 第 6 号	知事 (行政情報室)	20. 9. 23	20. 10. 8	<u>30. 12. 10</u>	認容		
(情) 391	特定日の行政文書開示請求に係る補正通知, 条例解釈運用基準, 情報公開事務取扱要綱	20. 4. 13	20. 4. 28	部分開示	第 2 号	知事 (行政情報室)	20. 6. 1	20. 10. 8	<u>30. 9. 18</u>	原処分妥当	<u>30. 12. 6</u>	答申どおり (棄却)

諮問 番号	対象行政文書名（略称）	開示請求 年月日	決 定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮 問 年月日	答 申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
(情) 413	特定日の職員に対する厳重注意に係る起案文書，担当部署の管理者に係る監督者責任の有無について検討された記録	20. 10. 13	20. 10. 29	不開示 /不存在	第 2 号 第 6 号	知事 (土木総務課)	20. 11. 16	20. 12. 2.	<u>30. 10. 31</u>	認容 /原処分妥当		
(情) 498	平成 19 年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況において，「〇〇」等の表示を行なった経緯，その理由及び法的根拠などを記載した文書	21. 4. 26	21. 5. 19	不存在		知事 (行政情報室)	21. 6. 28	21. 9. 30	<u>30. 12. 26</u>	原処分妥当		
(情) 523	砂防指定地内行為の概要，BOXカルバートの選定理由を記載した文書	21. 8. 17	21. 10. 19	開示		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	21. 11. 23	22. 1. 13	<u>31. 3. 1</u>	原処分妥当		
(情) 532	情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況において，「〇〇」という表示を行った根拠，又は，行わなかった根拠を確認できる文書	21. 10. 12	21. 10. 28	不存在		知事 (行政情報室)	21. 11. 1	22. 3. 31	<u>30. 12. 26</u>	原処分妥当		
(情) 533	情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況において，「〇〇」という表示を行った根拠，又は，行わなかった根拠を確認できる文書	21. 10. 18	21. 10. 30	不存在		知事 (行政情報室)	21. 11. 1	22. 3. 31	<u>30. 12. 26</u>	原処分妥当		
(情) 534	情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況において，開示請求書に記載された文字のとおりそのまま表示した根拠を確認できる文書	21. 11. 1	21. 11. 6	不存在		知事 (行政情報室)	21. 11. 15	22. 3. 31	<u>30. 12. 26</u>	原処分妥当		

諮問 番号	対象行政文書名（略称）	開示請求 年月日	決 定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮 問 年月日	答 申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
(情) 535	情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況において、開示請求書に記載された文字のとおり表示した根拠を確認できる文書	21.11.1	21.11.6	不存在		知事 (行政情報室)	21.11.15	22.3.31	<u>30.12.26</u>	原処分妥当		
(情) 569	BOXカルバートにしたことが止むを得なかった理由、BOXカルバートに付加した管理部分の状況について記載されている行政文書	22.9.13	22.11.12	開示		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	23.1.4	23.2.4	<u>31.3.1</u>	認容		
(情) 570	BOXカルバート設置箇所が砂防設備概要図に記載していない理由が分かる行政文書	22.9.13	22.11.12	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	23.1.4	23.2.4	<u>31.3.1</u>	原処分妥当		
(情) 644	情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況において、「部分開示」という表示を行った根拠が具体的に確認できる文書	22.6.27 22.7.4	22.7.13	不存在		知事 (総務課)	22.7.19	23.3.31	<u>30.12.26</u>	原処分妥当		
(情) 653	情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況のうち、「施行」という誤った表示にした根拠を具体的に確認できる文書	22.12.27	23.1.7	不存在		知事 (総務課)	23.2.7	23.3.31	<u>30.12.26</u>	原処分妥当		
23(情) 77	非常勤職員の免職の事実に関し、特定記録などの郵送区分を判断することについて、職場の上司が承認した事実が確認できる文書	23.11.7	23.11.21	不存在		知事 (健康福祉総務 課)	23.12.5	23.12.15	<u>30.11.25</u>	原処分妥当	<u>30.12.12</u>	答申どおり (棄却)
23(情) 84	非常勤職員の免職の事実を公表した際の質疑応答記録	23.11.7	23.11.21	不存在		知事 (人事課)	23.12.5	24.2.2	<u>30.11.25</u>	原処分妥当		

諮問 番号	対象行政文書名（略称）	開示請求 年月日	決 定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮 問 年月日	答 申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
28(情) 6	平成 28 年度の警察本部の法律顧問弁護士の辞任及び後任の委嘱に関する書類並びに両弁護士への報酬について分かる書類	28. 8. 3	28. 8. 15	部分開示	第 2 号 第 3 号 第 6 号	警察本部長	28. 8. 18	28. 11. 9	30. 3. 29	一部認容	<u>30. 7. 25</u>	答申と異なる (一部認容)
28(情) 7	平成 28 年度の警察本部の法律顧問弁護士の辞任及び後任の委嘱に関する書類並びに両弁護士への報酬について分かる書類	28. 8. 3	28. 8. 15	部分開示	第 2 号 第 3 号 第 6 号	警察本部長	28. 8. 18	28. 11. 9	30. 3. 29	一部認容	<u>30. 7. 25</u>	答申どおり (一部認容)
28(情) 8	広島県総務事務課が警察本部の依頼で平成 28 年 8 月に歳入歳出外現金の払い出しを行った関係書類	28. 9. 5	28. 9. 20	部分開示	第 2 号 第 3 号 第 4 号 第 6 号	知事 (総務事務課)	28. 9. 26	28. 11. 18	30. 3. 29	一部認容	<u>30. 9. 14</u>	答申どおり (一部認容)
28(情) 12	平成 28 年度の県警察本部の特定弁護士事務所への支払い他関係書類	28. 8. 18	28. 9. 14	存否応答 拒否		警察本部長	28. 9. 21	28. 12. 15	30. 3. 29	認容	<u>30. 7. 25</u>	答申どおり (認容)
28(情) 15	特定学校の生徒の自殺事案に係る調査委員会の会議録及び当該調査委員会による関係者等からの聴き取り調査時のメモ	28. 7. 9	28. 7. 25	不存在		教育委員会	28. 8. 25	29. 2. 14	30. 2. 19	原処分妥当	<u>30. 4. 20</u>	答申どおり (棄却)
28(情) 16	秘密文書の取扱いに係る文書，秘密文書に係る簿冊等に係る文書，保存中の秘密文書	28. 8. 3	28. 9. 30	部分開示	第 6 号	警察本部長	28. 11. 17	29. 3. 16	<u>30. 6. 19</u>	原処分妥当	<u>30. 8. 22</u>	答申どおり (棄却)
28(情) 18	警備関係に係る書類	28. 8. 3	28. 9. 30	部分開示	第 4 号 第 6 号	警察本部長	28. 11. 17	29. 3. 16	<u>30. 6. 19</u>	原処分妥当	<u>30. 8. 22</u>	答申どおり (棄却)

諮問 番号	対象行政文書名（略称）	開示請求 年月日	決 定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮 問 年月日	答 申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
28(情) 19	特定地方裁判所の特定事件の訴訟代理人である特定弁護士に係る関係書類	28. 10. 19	28. 12. 2	存否応答 拒否		警察本部長	28. 12. 6	29. 3. 16	30. 3. 29	原処分妥当	30. 7. 25	答申どおり (棄却)
28(情) 20	特定地方裁判所の特定事件に係る書類の一切（訴訟代理人の情報を含む。）	28. 11. 21	28. 12. 2	存否応答 拒否		警察本部長	28. 12. 6	29. 3. 16	30. 3. 29	原処分妥当	30. 7. 25	答申どおり (棄却)
28(情) 21	特定高等裁判所の特定事件の関係書類（訴訟代理人の報酬に関する書類を含む。）	28. 12. 7	28. 12. 15	存否応答 拒否		警察本部長	28. 12. 19	29. 3. 16	30. 3. 29	原処分妥当	30. 7. 25	答申どおり (棄却)
29(情) 1	県庁舎敷地内の横断歩道白線の補修を県民から求められたこと及び補修の判断、補修業務に関する進捗状況等が分かる文書	29. 6. 16	29. 6. 30	不存在		知事 (総務課)	29. 7. 6	29. 8. 22	30. 6. 14	原処分妥当	30. 10. 22	答申どおり (棄却)
29(情) 2	放射性物質汚染対処特措法に基づく環境省から広島県への要請文等及びこれらの要請文等に対する広島県の回答書等	28. 9. 8	28. 9. 23	不存在		知事 (循環型社会課)	28. 12. 8	29. 10. 4	30. 7. 12	認容	30. 11. 6	答申どおり (認容)
29(情) 3	県庁舎と市民病院の間等の横断歩道のない道路を横断することにつき、広報課の管理職が調査、注意・指導、事実確認等を行ったことが分かる文書	29. 8. 8	29. 8. 18	不存在		知事 (広報課)	29. 8. 21	29. 10. 5	30. 6. 14	原処分妥当	30. 11. 7	答申どおり (棄却)
29(情) 4	広島中央警察署の国旗が不掲揚だったことに関して署内で検討した（再発防止策を含む。）ことが分かる文書	29. 6. 2	29. 6. 16	不存在		警察本部長	29. 6. 20	29. 10. 11	30. 6. 14	原処分妥当	30. 8. 8	答申どおり (棄却)

諮問 番号	対象行政文書名（略称）	開示請求 年月日	決 定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮 問 年月日	答 申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
29(情) 5	特定日に行われた韓国修学旅行説明会に関する県教育長の支出に係る文書	29. 5. 19	29. 5. 31	部分開示	第2号 第3号	教育委員会	29. 6. 16	29. 10. 26	<u>30. 8. 31</u>	一部認容	<u>30. 11. 28</u>	答申どおり (一部 認容)
29(情) 6	特定日に行われた韓国修学旅行説明会において県教育長が誰と話し合いを行ったか分かる文書	29. 5. 19	29. 5. 31	不存在		教育委員会	29. 6. 7	29. 10. 26	<u>30. 8. 31</u>	原処分妥当	<u>30. 11. 28</u>	答申どおり (棄却)
29(情) 8	県教育長の旅行命令（依頼）簿（平成24年度及び平成25年度分）	29. 6. 23	29. 8. 22	部分開示	第2号	教育委員会	29. 10. 3	30. 3. 12	<u>30. 10. 5</u>	原処分妥当	<u>30. 11. 28</u>	答申どおり (棄却)
29(情) 9	広島県行政書士会特定会員に係る会員の処分における広島県行政書士会からの広島県への報告書類一式	29. 10. 21	29. 11. 6	存否応答 拒否		知事 (総務課)	29. 12. 27	30. 3. 19	<u>30. 12. 5</u>	認容	<u>31. 2. 27</u>	答申どおり (認容)
29(情) 10	広島県が被告の特定事件番号に係る書類（2件）、判決正本	29. 11. 20	29. 12. 1	存否応答 拒否		警察本部長	30. 2. 14	30. 3. 29	<u>30. 10. 5</u>	原処分妥当	<u>30. 11. 21</u>	答申どおり (棄却)
—	県が特定事業者を介護保険法に基づく介護保険サービス実施事業者として指定した文書等	29. 2. 7	29. 2. 17	不存在		知事 (地域福祉課)	29. 5. 25	—	—	—	<u>30. 6. 25</u>	却下

(イ) 平成 30 年度中に諮問の取下げがあったもの (0 件)

諮問 番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮 問 年月日	答 申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
該当なし												

(ウ) 平成 30 年度中に新たに広島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問があったもの (14 件)

【諮問番号順】

諮問 番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮 問 年月日	答 申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
30(情) 1	産業廃棄物収集運搬業許可申請書類における、駐車施設の継続的な使用権原に関し、使用貸借時の管理者と土地所有者が異なる場合の必要書類の基準及び根拠	29. 9. 20	29. 10. 4	不存在		知事 (産業廃棄物対策課)	29. 12. 15	30. 4. 24	30. 10. 25	原処分妥当	31. 3. 22	答申どおり (棄却)
30(情) 2	職員の斜め横断について、知事に要望したことを特定職員が実施したことが分かる文書	29. 12. 28	30. 1. 11	不存在		知事 (秘書課)	30. 2. 27	30. 5. 1	30. 11. 22	原処分妥当	31. 3. 13	答申どおり (棄却)
30(情) 3	特定職員が私から聞取りした斜め横断に関する全ての文書	30. 2. 16	30. 2. 23	不存在		知事 (秘書課)	30. 3. 7	30. 5. 1	30. 11. 22	原処分妥当	31. 3. 13	答申どおり (棄却)
30(情) 4	広島県が被告の特定事件番号(2件)に係る書類, 判決正本	30. 3. 21	30. 3. 29	存否応答拒否		警察本部長	30. 4. 3	30. 6. 28	30. 10. 5	原処分妥当	30. 11. 21	答申どおり (棄却)
30(情) 5	知事が県職員の斜め横断について指示等したことが分かる文書	30. 4. 3	30. 4. 16	不存在		知事 (総務課)	30. 5. 3	30. 7. 25	30. 11. 22	原処分妥当	31. 2. 27	答申どおり (棄却)
30(情) 6	特定日の告発状等に関する, 内部の意思形成過程・経緯・合意形成過程のわかる資料	30. 3. 6	30. 3. 29	存否応答拒否		警察本部長	30. 5. 17	30. 8. 31	31. 3. 15	原処分妥当	1. 8. 21	答申どおり (棄却)
30(情) 7	知事の公職選挙法違反に関する本人の発言, 説明に関する全ての文書	30. 5. 23	30. 6. 11	不存在		知事 (総務課)	30. 6. 18	30. 8. 28	30. 12. 27	原処分妥当		
30(情) 8	知事の公職選挙法違反に関する本人の発言, 説明に関する全ての文書	30. 6. 5	30. 6. 14	不存在		選挙管理委員会	30. 6. 18	30. 8. 29	30. 12. 27	原処分妥当		
30(情) 9	特定日の旅行命令(依頼)簿(支出負担行為整理書(兼)支出調書	30. 2. 10	30. 2. 22	部分開示	第2号 第6号	教育委員会	30. 5. 9	30. 9. 4	31. 3. 15	認容	31. 4. 15	答申どおり (認容)

諮問 番号	対象行政文書名（略称）	開示請求 年月日	決 定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮 問 年月日	答 申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
30(情) 10	県内の公立学校に関する体罰事故報告書	29.7.4	29.8.4	部分開示	第2号 第6号	教育委員会	29.8.30	30.9.27	1.7.30	一部認容		
30(情) 11	虐待として処理されなかった場合、その案件の処理理由、どのように処理されたかに関する文書	30.4.19	30.5.17	部分開示	第2号 第3号 第6号	知事 (こども家庭課)	30.7.7	30.10.17	1.9.3	一部認容		
30(情) 12	河川の水害による死亡に関し広島県と福山市から弔慰金が支給されることになった理由がわかる文書	30.3.16	30.3.30	存否応答 拒否		知事 (地域福祉課)	30.6.6	30.12.25	1.8.1	原処分妥当		
30(情) 13	河川の水害による死亡に関し広島県と福山市から弔慰金が支給されることになった理由がわかる文書	30.3.16	30.3.29	不存在		知事 (東部厚生環境事務所 福山支所)	30.6.6	30.12.28	1.8.1	原処分妥当		
30(情) 14	特定日付けの勤務日誌(警ら用無線自動車用)	30.11.7	30.11.19	部分開示	第2号 第4号 第6号	警察本部長	30.11.28	31.3.7				

(I) 平成 30 年度中に審査請求の取下げがあったもの (0 件)

諮問 番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮 問 年月日	答 申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
該当なし												

※「不開示理由」欄に掲載している不開示情報

広島県情報公開条例第 10 条

第 1 号 (法令秘情報), 第 2 号 (個人情報), 第 3 号 (事業活動情報), 第 4 号 (犯罪の予防・捜査等情報), 第 5 号 (審議, 検討, 協議等に関する情報),
第 6 号 (行政執行情報), 第 7 号 (任意に提供された情報)

(2) 保有個人情報開示請求に係るもの

(7) 平成 30 年度中に広島県情報公開・個人情報保護審査会が答申を行ったもの又は実施機関が裁決若しくは決定を行ったもの (10 件)

【諮問番号順】

諮問 番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮 問 年月日	答 申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
28(個) 1	私が不審者とされた特定日, 特定 場所で発生した事案情報に係る 関係書類一切	28. 5. 18	28. 7. 1	部分開示	第 3 号 第 7 号	警察本部長	28. 7. 12	28. 10. 20	30. 7. 27	原処分妥当	30. 9. 26	答申どおり (棄却)
28(個) 2	私が不審者とされた特定日, 特定 場所で発生した事案情報に係る 関係書類一切	28. 5. 18	28. 7. 1	部分開示	第 3 号 第 7 号	警察本部長	28. 7. 12	28. 10. 20	30. 7. 27	原処分妥当	30. 9. 26	答申どおり (棄却)
28(個) 3	私が不審者とされた特定日, 特定 場所で発生した事案情報に係る 関係書類一切	28. 5. 18	28. 7. 1	部分開示	第 3 号 第 7 号	警察本部長	28. 7. 12	28. 10. 20	30. 7. 27	原処分妥当	30. 9. 26	答申どおり (棄却)
28(個) 4	私が不審者とされた特定日, 特定 場所で発生した事案情報に係る 関係書類一切	28. 5. 18	28. 7. 1	部分開示	第 1 号 第 3 号 第 5 号 第 6 号 第 7 号	警察本部長	28. 7. 12	28. 10. 20	30. 7. 27	原処分妥当	30. 9. 26	答申どおり (棄却)
28(個) 5	私が不審者とされた特定日, 特定 場所で発生した事案情報に係る 関係書類一切	28. 5. 18	28. 7. 1	部分開示	第 1 号 第 3 号 第 6 号 第 7 号	警察本部長	28. 7. 12	28. 10. 20	30. 7. 27	原処分妥当	30. 9. 26	答申どおり (棄却)
28(個) 6	私が不審者とされた特定日, 特定 場所で発生した事案情報に係る 関係書類一切	28. 5. 18	28. 7. 1	部分開示	第 1 号 第 3 号 第 6 号 第 7 号	警察本部長	28. 7. 12	28. 10. 20	30. 7. 27	原処分妥当	30. 9. 26	答申どおり (棄却)
28(個) 9	特定学校の生徒の自殺事案に係 る調査委員会の会議録及び当該 調査委員会による関係者等から の聴き取り調査時のメモ	28. 7. 9	28. 7. 28	不存在		教育委員会	28. 8. 25	29. 2. 14	30. 2. 19	原処分妥当	30. 4. 20	答申どおり (棄却)

諮問 番号	対象行政文書名（略称）	開示請求 年月日	決 定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮 問 年月日	答 申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
28(個) 10	特定期間における特定学校法人から行われた、いじめに関する報告及び聞取票	28.11.9	28.12.8	部分開示	第3号 第7号	知事 (学事課)	29.2.13	29.3.31	<u>30.9.28</u>	一部認容	<u>30.12.10</u>	答申どおり (一部 認容)
29(個) 1	私が広島県知事に対し提出した質問状に関し、当該質問状の存在又は通知を本人が直接知ったことが分かる文書(選挙用看板証票の件)	29.7.7	29.7.21	不存在		知事 (総務課)	29.7.27	29.9.19	<u>30.6.14</u>	原処分妥当	<u>30.11.2</u>	答申どおり (棄却)
29(個) 2	私が広島県知事に対し提出した質問状に関し(選挙用看板証票の件)、回答を本人が行わなかった経緯及び誰が指示若しくは委任を行ったかが分かる文書	29.7.7	29.7.21	不存在		知事 (総務課)	29.7.27	29.9.19	<u>30.6.14</u>	原処分妥当	<u>30.11.2</u>	答申どおり (棄却)

(イ) 平成 30 年度中に諮問の取下げがあったもの (0 件)

諮問 番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮 問 年月日	答 申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
該当なし												

(ウ) 平成 30 度中に新たに広島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問があったもの (8 件)

【諮問番号順】

諮問 番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮 問 年月日	答 申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
30(個) 1	特定日に知事が行った精神障害者福祉法に基づく入院措置に関する一切の記録	29.10.27	29.11.24	部分開示	第 3 号 第 7 号	知事 (東部保健所 福山支所)	30.1.4	30.4.25	31.1.23	一部認容		
30(個) 2	教員の公務災害認定請求書に関する文書	30.2.19	30.3.2	部分開示	第 7 号	教育委員会	30.4.9	30.8.1	31.4.3	原処分妥当	1.5.31	答申どおり (棄却)
30(個) 3	教員の公務災害認定請求書に関する文書	30.2.19	30.3.2	部分開示	第 7 号	教育委員会	30.4.9	30.8.1	31.4.3	原処分妥当	1.5.31	答申どおり (棄却)
30(個) 4	教員の公務災害に関する調査票等に関する文書	30.2.26	30.3.9	部分開示	第 7 号	教育委員会	30.4.10	30.8.1	31.4.3	一部認容	1.5.31	答申どおり (一部認 容)
30(個) 5	特定日付け学級経営案	30.3.14	30.3.22	部分開示	第 7 号	教育委員会	30.4.10	30.8.16	31.4.3	一部認容	1.5.31	答申どおり (一部認 容)
30(個) 6	特定日付け告訴・告発事件相談受理票等	30.3.6	30.3.29	部分開示	第 3 号 第 5 号 第 7 号	警察本部長	30.5.17	30.8.31	31.3.15	原処分妥当	1.8.21	答申どおり (棄却)
30(個) 7	特定事案に関する広島県情報公開・個人情報保護審査会における質疑応答状況に係る文書	30.4.3	30.5.30	部分開示	第 1 号 第 3 号 第 6 号 第 7 号	警察本部長	30.6.12	30.9.12				
30(個) 8	特定施設で起きた医療ミスに対する資料全部など	30.5.9	30.6.21	部分開示	第 3 号 第 6 号	知事 (東部こども 家庭センター)	30.7.7	30.9.14				

(I) 平成 30 年度中に審査請求の取下げがあったもの (1 件)

諮問 番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮 問 年月日	答 申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
	職員が庁舎内職員駐車場での説明を口頭で私に行うと約束した結果、いつどこでどのような手続きを行い、口頭で説明したかわかるすべての文書	30.6.5	30.6.11	開示		知事 (総務課)	30.6.21	<u>30.7.20</u> 審査請求取り下げ				

※「不開示理由」欄に掲載している不開示情報

広島県個人情報保護条例第 14 条

第 1 号 (法令秘情報), 第 2 号 (開示請求者本人の情報), 第 3 号 (開示請求者以外の個人情報), 第 4 号 (事業活動情報), 第 5 号 (犯罪の予防・捜査等情報)
第 6 号 (審議, 検討, 協議等に関する情報), 第 7 号 (行政執行情報), 第 8 号 (任意に提供された情報)